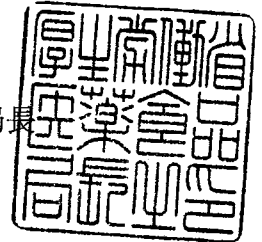




薬食発第 0904002 号  
平成 19 年 9 月 4 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



「医薬部外品原料規格 2006」の一部改正について

医薬部外品原料の規格については、平成 18 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331030 号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬部外品原料規格 2006 について」の別添において「医薬部外品原料規格 2006」（以下「外原規 2006」という。）として定められているところである。

今般、新たに収載する必要がある成分を追加する等、外原規 2006 の一部を別添のとおり改正したので、通知する。については、外原規 2006 の一部改正の概要を下記のとおり示すので、別添と併せて御了知の上、貴管下関係業者に対し、周知方よろしく御配慮願いたい。

記

第 1 外原規 2006 の一部改正の要点について

1. 各条品目について、次の 2 品目を新たに外原規 2006 に収めたこと。
  - 1) 過ホウ酸ナトリウム
  - 2) 臭素酸カリウム
  
2. 各条品目について、次の 15 品目の性状及び品質に関する規定を改めたこと。
  - 1) L-アルギニン
  - 2) 塩化リゾチーム
  - 3) カーボンブラック
  - 4) d-カンフル

- 5) dl-カンフル
- 6) グリシン
- 7) 合成金雲母
- 8) 合成金雲母 (2)
- 9) シア脂
- 10) L-システイン
- 11) チョウジ油
- 12) ノナン酸バニリルアミド
- 13) ベンジルアルコール
- 14) メチルセルロース
- 15) モノニトログアヤコールナトリウム

3. 各条品目の新規収載及び改正に伴い、試薬・試液の項の整備を行ったこと。

## 第2 適用時期について

本通知は、平成19年9月4日より適用すること。ただし、平成21年3月31日までの間、従前の例によることができるものとする。